



Title	核問題の新たな展開と今後の課題 : 核兵器禁止条約・ウクライナ戦争・核軍縮
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2025, 75(2), p. 141-164
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/102508
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

核問題の新たな展開と今後の課題

——核兵器禁止条約・ウクライナ戦争・核軍縮——

黒 澤 満

はじめに

I 核兵器禁止条約締約国会議と核抑止の批判

- (1) 第1回および第2回締約国会議
- (2) 第3回締約国会議
- (3) 国際安全保障環境の一層の悪化
- (4) 核抑止への全面的な批判

II 核兵器の使用および威嚇を巡る問題

- (1) ロシアのウクライナ侵攻と領土の強奪
- (2) ロシアによる核兵器使用要件の緩和

III 核軍縮を巡る重要な課題

- (1) 米口間の核軍縮条約の消滅
- (2) 多国間核軍縮条約の困難な現状
- (3) トランプ大統領の核軍縮政策
- (4) 核不拡散体制の弱体化

むすび

はじめに

本稿の目的は、核問題を巡る最近の展開を分析し、今後の課題を検討することであり、具体的には、第1に2025年3月に開催された核兵器禁止条約の第3回締約国会議における議論と成果を分析し、核抑止に反対する鋭い議論の過程と内容を検討することであり、第2にウクライナ戦争に関連して、ロシアのウクライナ侵攻の国際法の側面からの分析と、ロシアの核兵器使用要件の緩和を

巡る問題を検討することであり、第3は核兵器国の核軍縮への具体的な取組みを検討するもので、米口間の核軍縮条約が完全に消滅する課題、多国間核軍縮条約が直面している困難な現状、2025年1月に成立した第2期トランプ大統領の極めて消極的な核軍縮政策の内容およびそれが核不拡散体制の弱体化を引き起こす問題を取り上げ、今後の課題を明らかにすることである。全体としては非核兵器国を中心とする核兵器禁止条約の推進および核抑止反対の大きな流れと、核兵器国を中心とする核兵器の重要性の強化という二つの対立する大きな流れを確認し、今後の課題を検討する。

I 核兵器禁止条約締約国会議と核抑止の批判

(1) 第1回および第2回締約国会議

2021年1月に発効した核兵器禁止条約（Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons=TPNW）は核兵器に関する活動をほぼ全面的に禁止するものであり、核兵器の全面的廃絶を目的とするものである。そのため特に核兵器国が核兵器保有の主要な目的としている「核抑止」を全面的に否定することを中心に議論が展開されている。

2022年6月に開催された第1回締約国会議においては、「宣言」⁽¹⁾の第5項が「核兵器は、平和と安全保障を維持することとは程遠く、抑圧、威嚇、緊張の激化に結合した政策の道具として使用されている。このことは、抑止理論が誤った考えであることを以前よりさらに強調するものであり、それは核兵器の実際の使用の威嚇であり、それは数え切れない生命、社会、国家、世界の壊滅的結末をもたらす。したがって我々は、核兵器の全面的廃絶に至るまで、すべての核兵器国はいかなる状況においても使用または使用の威嚇を行うべきではないことを強調する」と主張している。

2023年11-12月の第2回締約国会議の「宣言」⁽²⁾の第13項は、「核兵器の継続する存在と核軍縮における進展の欠如は、すべての国家の安全保障を損ない、国際緊張を悪化させ、核兵器による破局のリスクを高め、人類全体への実存的脅威をもたらしている」と規定し、第14項は、「核兵器の使用または使用の威嚇

は、国連憲章を含む国際法の違反である」と規定し、第15項は、「核による威嚇は、人類全体の正当な安全保障上の利益に反する」と規定している。

会議は「決定5：核兵器禁止条約の下における諸国家の安全保障上の懸念に関する協議プロセス⁽³⁾」において、(i)核兵器の存在および核抑止の概念から生じる条約に定められた正当な安全保障の懸念およびリスクの認識をより良く促進しはっきり表現するために、(ii)核兵器の人道的結末とリスクについての新たな科学的証拠を明確にすること、およびこれを核抑止に本質的であるリスクと対比させることにより、核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦するために、議論と勧告の包括的なセットを含む報告書を協議し、第3回締約国会議に提出する会期間協議プロセスを設置することを決定した。

(2) 第3回締約国会議

(a) 報告書の概要

上述の決定に基づく報告書として、『核兵器禁止条約の下にある諸国の安全保障上の懸念に関する協議プロセスのためのコーディネーターの報告⁽⁴⁾』が会議に提出された。これは17頁に及ぶ詳細な報告書であるが、その内容を簡潔に紹介すると以下のようなものである。

I 要旨

1 すべての国家には、自国の安全保障に対する脅威から自国民を保護する責任がある。核兵器は、すべての国家の安全保障に対する深刻かつ基本的な脅威である。

2 いかなる核兵器の使用も、壊滅的な人道上の結末および安全保障上の結末をもたらす。

3 核兵器の継続的な存在、および核兵器を保有しまたはそれに依存する国家にとって安全保障と安定の「不可欠な」手段としての核兵器の役割は、核兵器禁止条約締約国の安全保障に対する直接的で重大な脅威となっている。

4 核抑止の有効性については何らの確証はないし、有効でないという

特 別 寄 稿

確証もない。しかし核抑止が失敗する可能性があるということは疑いの余地はない。

5 核抑止は、強制、脅迫、強要とは区別されることが多いが、いずれのシナリオも核使用の威嚇に依存している。ますます不安定化する世界的な安全保障態勢は、核抑止からのパラダイムシフトの緊急性を強調している。

6 核抑止や核兵器使用のシナリオに関する議論や分析の多くは、抽象的な用語で行われている。

7 核兵器禁止条約締約国の観点からすれば、核兵器に関する政策決定は、核抑止の不確かな安全保障上の利益ではなく、核兵器の影響とリスクに関する入手可能な科学的根拠を第一に考慮すべきである。

8 すべての者の安全保障の喪失を伴わない核兵器のない世界という目標を、他のすべての核不拡散条約（NPT）締約国と共有している。これは、軍縮に向けた積極的な措置によってのみ達成できる。

II はじめに（10-18）

III 条約で重視される安全保障上の懸念、脅威、リスク認識（19-47）

A 核兵器の人道적および環境的影響（19-34）

B リスク（35-47）

IV 核兵器の人道上の結末とリスクに関する新たな科学的証拠を用いて核抑止に基づく安全保障パラダイムに挑戦し、それを核抑止に内在するリスクや仮定と並置する（48-80）

A 核抑止は、安定性、予測可能性、合理性を前提としている（53-64）

B 世界的な壊滅的結末というリスクに対して核抑止の「利益」を検討する（65-80）

V 勧告（81-84）

A メッセージング（81）

B 関与すべき組織とフォーラム（82）

C 核兵器依存国への関与（83）

D 追加的研究に値する分野についての勧告 (84)

この報告書は、核兵器国は核兵器が有用である根拠として常に主張している「核抑止」という理論の根拠を広範な分野にわたって詳細に検討し、核兵器国の主張とは全面的に異なり、核抑止はさまざまな欠陥に充ちており、人類の安全保障のため核抑止に依存することは根本的な間違いであり、危険であると結論しており、極めて説得力ある重要な報告書となっている。

(b) 第3回締約国会議の「⁽⁵⁾宣言」の重要なパラグラフ

パラ24：我々は、核兵器の拡散に関するレトリックの増加、安全保障ドクトリンにおける核抑止への依存の強化、および核兵器の保有の継続を含む国際的發展を心配し続けている。

パラ27：我々は、核兵器のいかなる使用も、国連憲章を含む国際法に違反し、許容されず、国際人道法にも違反することを強調する。我々は、すべての核の威嚇およびますます激しくなっている核のレトリックを断固非難する。

パラ28：核兵器は、彼らが核兵器を保有するかどうか、核抑止に加入しているかどうかあるいはそれに反対しているかどうかに関係なく、すべての国家の安全保障、そして究極的には国家の生存に対する威嚇である。いくつかの国家がその軍事的および安全保障上の概念において核兵器に継続的に依存していることは、地球の安全保障を損ない、拡散のリスクと共にエスカレーションを増加させる。

パラ29 したがって我々は、核のレトリックを正常化するいかなる試みをも、核兵器が関連するいわゆる「責任ある」行動をも拒否し続ける。大量破壊を与えるという威嚇は、人類全体の正当な安全保障上の利益に対立する。いかなる国家も行為者も、大量破壊兵器で人類の生存を明示的にまたは黙示的に威嚇する権利を有していない。いかなる核兵器の威嚇も許されない。

(3) 国際安全保障環境の一層の悪化

この時期の国際安全保障環境は一層悪化しており、多くの方面からその事実が危惧されている。国連事務次長の中満泉は、「以前からの悪化の状況が継続

するだけでなく、一層強化されている。地政学的緊張は解決されていないし、さらに劇的に発展している。危険な核のレトリックと威嚇は緩和されず、予測できない状況が公衆の恐怖をさらに悪化させ、核兵器が安全保障の究極の提供者であるという偽りの信念の増加へと導いている⁽⁶⁾」と述べ、状況の一層の悪化を指摘しつつ、一部の核兵器国の極めて危険な行動および発言を鋭く非難している。

赤十字国際委員会（ICRC）の代表も、「我々は歴史の荒涼とした時期にいる。現代の力学と地政学的な緊張、核兵器の近代化の進行、技術的發展、核ドクトリンの変化と拘束のないレトリック：すべてが核兵器の意図的または偶発的な使用のリスクを恐ろしく高めている⁽⁷⁾」と核兵器使用の可能性の高まりに強い危惧を表明している。

ニュージーランドも、「地球全体において、我々は危険な軌道に乗っている。核兵器国間の緊張および核リスクは高まっており、いかなる地域も、南太平洋でさえ、逃れられない。核兵器国および拡大核安全保証の下にある同盟国はその安全保障ドクトリンにおいて核兵器の役割および重要性を増加し続けており、軍縮努力による核スパイラルの下方への逆行を困難⁽⁸⁾にしている」と述べつつ、核兵器使用の危険性の増大を強調し危惧している。

スイスも、「第2回締約国会議以来、核軍縮の進展の展望は改善されていない。特に心配なのは、ロシアの無責任な核の威嚇、扇動的なレトリック、および核兵器使用の敷居の低下である⁽⁹⁾」と特にロシアの核兵器使用の威嚇を強く非難している。

これらのさまざまな発言に見られるように、ウクライナ戦争の長期にわたる継続とともに、核兵器国が核兵器の使用の威嚇をしばしば行っているという現状に対して、国際安全保障環境が大きく悪化していることに対する大きな懸念と、迅速な改善の要求が広く共有されている。

2024年の国連総会も、核戦争の新たな可能性を危惧しつつ、個人的資格で参加する21名のメンバーからなる「核戦争の影響に関する独立した科学パネル」の設置を決定する「核戦争の影響と科学的調査」⁽¹⁰⁾と題する総会決議を採択し、核戦争が地域や地球にもたらす物理的、社会的な影響、つまり「気候や環境へ

の影響、放射線による影響、公衆衛生、世界的社会経済システム、農業や生態系への影響」を2025年から2年間研究し、包括的な報告書を提出することを決定した。

この国連総会決議は、核兵器禁止条約関連の活動と直接関連するものではなく、国連自体の活動であるが、核兵器使用という危険の可能性が高まりつつある世界において、核兵器の使用の可能性を低減させるための有益な行動であり、基本的に核兵器禁止条約と同様の目的と方向性を持つものであり、両者の相互的な体制強化という側面から評価できるものである。

(4) 核抑止への全面的な批判

核兵器禁止条約の基本的目的は核兵器の完全な禁止および核兵器の完全な廃絶であり、これらの目的に向けて条約の締約国会議が活動を継続している。

国連事務次長の中満泉は、核兵器の全面的禁止は困難な時期を迎えているが、特に核兵器禁止条約の完全な履行に関して希望を維持できる理由が存在すると述べ、①核兵器の壊滅的な人道的結末の世界的な承認が拡大しつつあること、②この条約への締約国が増加しつつあること、③この条約に対する継続的で広範で様々な国を含む取組みが継続していること、および④科学諮問グループが厳格で証拠を基礎とする研究によりこの条約を支援する極めて重要な役割を演じ続けていることをその証拠として提示している⁽¹¹⁾。

またスイスは、「核兵器禁止条約の下にある諸国家の安全保障上の懸念に関する協議プロセスのためのコーディネーターの報告書に注目する。スイスは、核兵器の壊滅的な人道的結末に関する懸念を同様に保有している。また安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を拡大するのではなく、縮小する必要性を感じている⁽¹²⁾」と報告書の内容を高く評価している。

ブラジルは、「次回の NPT 再検討会議およびこの条約の再検討会議のための準備をする際に、核兵器の使用の結末としての壊滅的な人道的結末を回避するために第3回締約国会議で議論された核兵器禁止条約の基盤およびアイディアが我々を奮い立たせるであろう⁽¹³⁾」と核抑止を厳しく批判している締約国会議の活動を高く評価している。

特 別 寄 稿

カザフスタンも、「国際社会は、核兵器が究極的な破壊のための受容できない非人道的な道具であることを明確にし、それに悪の烙印を押し、非正当化するため努力すべきである」と述べるとともに、「核抑止に継続的に依存することは世界の不安定性を増加させる。我々は、エスカレーションおよび紛争を防止するため、協力的な安全保障枠組、外交的取決め、非軍事的解決に移行すべきである⁽¹⁴⁾」と述べ、核抑止を根本的に非難している。

核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は、核抑止への批判として以下の5点を強調している。(i)ある国が核兵器を保有し、その国の安全保障のために必要であると主張する限り他国も核兵器を欲しがらるであろう。(ii)核兵器が存在する限り、それらは事故であれ意図的であれいつか使用されることになる。(iii)そのようないかなる使用も、この地球の生命にとって壊滅的であるのは当然である。(iv)核兵器禁止条約の締約国が明らかにしているように、核抑止の促進とそれへの依存は、すべての国家に対して実存的な安全保障上のリスクを課すものである。(v)軍縮が達成可能であることは明らかである。それは我々が直面しているすべての世界的な挑戦で最も簡単なものである。必要なのは、政治的意思とリーダーシップのみである⁽¹⁵⁾。

このように核兵器禁止条約締約国会議においては、核抑止に対する絶対的な反対が基本的で中心的な主張となっており、核兵器保有国および核兵器依存国と対立的な視点を明確に強調しており、これからの国際社会における議論において、いかに核兵器保有国および依存国を説得していくかという点が焦点となっている。

II 核兵器の使用および威嚇を巡る問題

(1) ロシアのウクライナ侵攻と領土の強奪

ロシアは2022年2月24日に突如ウクライナに対して武力攻撃を開始し、ウクライナの東部の領域を軍事占領するという、今日の世界では信じられないような行動を取った。国際社会の対応、特に国連の対応としては約1カ月後の国連総会による決議の採択があるが、安全保障理事会はロシアがその常任理事国で

あり拒否権をもつことから、ロシアを非難するような決議を採択することは不可能であった。

ウクライナの攻撃から3年後の2025年2月24日の段階では、国連総会および安全保障理事会の双方が決議を採択した。ここでは3つの決議の内容を検討するとともに、国連総会の2つの決議の内容はどのように異なるのか、またロシアが拒否権を持つ安全保障理事会がどのような内容の決議を採択したのかを中心にそれぞれの決議の内容を検討する。

(a) 国連総会決議 ES-11/1 2022年3月18日、賛成141、反対5、棄権35で採択

- 1 ウクライナの主権、独立、統一および領土保全に対するコミットメントを、その領域に及ぶ国際的に認められた国境内において再確認する。
- 2 憲章第2条4項に違反するロシア連邦によるウクライナへの侵略に対し、最も強い言葉で遺憾の意を表明する。
- 3 ロシア連邦に対して、ウクライナに対する武力行使を直ちに停止し、いかなる国に対してもこれ以上の不法な武力による威嚇または行使を行わないよう要求する。
- 4 また、ロシア連邦が国際的に承認された国境のウクライナ領域から、直ちに完全かつ無条件にすべての軍を撤退させることを要求する。

(b) 国連総会決議 ES-11/7 2025年2月24日 賛成93、反対18、棄権65で採択

- 1 一般市民の間におけるものをも含む莫大な破壊と人道的苦痛で示されるウクライナに対する戦争の縮小、および国連憲章と国際法に従った敵対行為の早期の停止と平和的解決を要請する。
- 2 国連憲章に従い、この戦争を今年中に終結させ、一層のエスカレーションの危険を減少させる外交努力を倍増し、包括的で公正で継続するウクライナの平和を達成する緊急の必要性を繰り返す。

戦争開始直後の2022年の総会決議と開戦3年目の2025年の総会決議を較べみると、開戦直後の決議はロシアの侵略に遺憾の意を表明し、武力行使を直ちに停止し、直ちに軍隊を撤退させることを要求するもので、適切なものであ

特 別 寄 稿

たとえられる。しかし3年後の決議は、最初の決議がまったく履行されていない状況で、事態がさらに悪化した時期のものであり、戦争の縮小、紛争の今年中の締結など、現状がさらに悪化している状況の中で、以前の総会決議の要請より大きく後退したものとなっている。国際法の主権および領土保全という基本的ルールの違反に対しては、一層強硬な要求に合意すべきであったと考えられる。

(c) 国連安全保障理事会決議 S/RES/2774 (2025) 2025年2月24日、賛成10、棄権5で採択

国連安全保障理事会は、ロシア連邦・ウクライナ紛争を通じての生命の悲劇的損失を悲しみ、

国連憲章に示されているように、国連の主要な目的は国際の平和と安全保障を維持し、紛争を平和的に解決することであることを繰り返しつつ、

1 紛争の早期の終結を懇願し、ウクライナとロシア連邦との間の恒久的平和をさらに要請する。

この決議は、米口中など10カ国が賛成、英仏など欧州5カ国が棄権したものであるが、ロシアに対する批判はまったく含まれていない。ディカルト (R. Dicarto) は、「ロシアの侵略は国際秩序の基盤そのものを損なうものであると述べ、各国代表に対して、2022年2月24日以来、673名の子供を含む少なくとも12654名の市民が殺害されたことを想起させ、安全保障理事会で採択された決議に対しては、ウクライナにおける平和は、国連憲章、国際法および総会諸決議と一致して、公平で、持続可能で包括的でなければならない」と強く主張していた。⁽¹⁶⁾

英国の代表は「この理事会がこの戦争にどのように言及するかにおいてロシアとウクライナの間の同等な取り扱いというのは有り得ないことである。モスクワは侵略戦争の開始を選択したのであり、理事会はこの点を明確にしなければならないことを強調し、我々はまた平和は、国連憲章およびその国際的に承認された領域内におけるウクライナの主権と領土保全を尊重しなければならない」と述べており、フランスの代表は、「我が国はウクライナにおける平和を完全に支持しており、公平で永続的な平和を要請する。被害者の降伏というの

は有り得ないし、侵略国が報われ、ジャングルの法が勝つならば、法と安全保障は有り得ない」と極めて強く非難している⁽¹⁷⁾。

このように、安全保障理事会の決議は、ロシアが拒否権を持つという限定された条件の中で採択されたものであるので、内容は極めて薄くなっており、また米国のトランプ政権がロシア政府との対立ではなく協調の方向にその立場を転換したことが重要な背景として存在している。したがって、英国およびフランスは困難な選択をせまれ、反対すると決議自体が成立しなくなる中で、投票を棄権することで、安保理決議の成立を優先させた形になっている。

今回の武力行使は、国際社会の中で安全保障理事会の常任理事国であるロシアにより行なわれたものであり、国連の実体的な基盤そのものを否定する行動であったにもかかわらず、総会の対応も安全保障理事会の対応も極めて温和的であり、国連憲章に規定された武力行使さらに武力による威嚇の禁止という基本的なルールが破られているにもかかわらず、それへの対応は「法の支配」の観点からは極めて不十分である。

(2) ロシアによる核兵器使用要件の緩和

核兵器国はそれぞれ、自国がどのような状況において核兵器の使用を考えているかという核ドクトリンを一方的に公表している。ロシアの当初の核使用ドクトリンは2020年公表のものであったが、ウクライナ戦争の開始と継続という状況となり2024年に新たな核使用ドクトリンを発表した。ここでは両者がどのように変更され、使用の可能性がどのように拡大されたのかを検討する。その際に、米国の核使用ドクトリンとの比較も有益であると考え、3つのドクトリンを比較検討する。

(a) 2020年6月のロシアの核ドクトリン

ロシアが2020年6月に公表した「核抑止の分野における基本政策」によれば、ロシアの核兵器はもっぱら抑止の手段であり、その使用は極度の必要性に迫られた場合の手段であり、核抑止の目的には国家の主権および領土の一体性、ロシアおよび/またはその同盟国に対する仮想敵の侵略の抑止などを挙げていた。

この時期のロシアの核兵器使用のドクトリンは、核兵器を含む大量破壊兵器

特 別 寄 稿

による攻撃への対応としての核兵器の使用、およびロシアの国家としての存在そのものが危険にさらされるような通常兵器による攻撃の場合に限定されるものであると一般に理解されていた。

(b) 2022年10月の米国バイデン政権の核ドクトリン

米国のバイデン政権の核兵器の基本方針を定めた核態勢見直し（Nuclear Posture Review）では、「同盟国と友好国を保証し、敵国の決定過程を複雑にさせる一方で、核兵器の使用のための極めて高いバーを維持する戦略および宣言政策を採用する」ことを期待しつつ、核使用に関する基本的宣言政策として「核兵器が存在する限り、核兵器の基本的な役割は米国、同盟国および友好国への核兵器の攻撃を抑止することである。米国は、米国、同盟国、友好国の死活的利益を守るために極限状況においてのみ核兵器の使用を考える⁽¹⁸⁾」と述べている。

(c) 2024年のロシアの新たな核ドクトリン

プーチン大統領は2024年9月にロシアの核抑止に関する国家政策の基本原則を変更する可能性に言及しており、ロシアが核兵器を使用する条件の緩和を検討していることを明らかにしていた。2024年11月19日にプーチン大統領が発表した改正された核ドクトリンは、核攻撃に対する対応としてのみならず、ロシアまたは同盟国の主権および領土保全に対する危機的な脅威を生じる通常兵器による攻撃にも対応するものとなっている。

2020年の核ドクトリンと2024年の核ドクトリンを比較したものとして、サラダチャン（S. Saradzhyan）は、以下の⁽¹⁹⁾ように記述している。アンダーラインの部分は、2024年に追加されたものである。a)項とc)項は変更なしであり、b)項は下線部分が追加され、d)項は全体が変更されており、e)項は新たに追加されたものである。

a) ロシア連邦および/またはその同盟国の領域に対する弾道ミサイル攻撃の発射の信頼できるデータの受領、

b) ロシア連邦および/またはその同盟国、並びにロシアの領域外に位置するロシア連邦の軍事的構造物および（または）施設に対する敵国による核兵器または他の大量破壊兵器の使用、

c) その破壊が核戦力対応行動を損なうようなロシア連邦の重要な政府または軍の用地に対する敵国による攻撃。

d) 国家の存在自体が危うくなるような通常兵器の使用によるロシア連邦に対する侵略。

d) それらの諸国の主権および/または領土の一体性への深刻な脅威を生じさせる通常兵器の使用による米国の参加によるロシア連邦および/またはベラルーシ共和国に対する侵略。

e) 領空および宇宙攻撃兵器（戦略および戦術航空機、クルーズ・ミサイル、無人、超音速その他の航空機）の大量発射に関する信頼できるデータの受領およびそれらのロシアの国境の横断

ロシアの新たな核使用ドクトリンについて、キンボール（D. Kimball）は、「改訂された核ドクトリンは、ロシアが核攻撃に対応するだけでなく、自国の主権と領土保全はロシアの同盟国ベラルーシへの重大な脅威を生み出す通常兵器攻撃に対しても核兵器を使用する権利を留保すると主張する文書が含まれている。……ロシア連邦および/またはその同盟国の領土を攻撃する弾道ミサイルの発射に関する信頼できる情報がある場合、または敵がロシア連邦および/またはその同盟国の領土で核兵器またはその他の種類の大量破壊兵器を使用した場合に、ロシアが核兵器を使用する可能性があると述べている⁽²⁰⁾」と説明しつつ、ロシアの核兵器発射の可能性が大きく拡大していることを指摘している。

モハメッド（S. Mohamed）は、「このドクトリンは国内の安定を維持し、外部からのチャレンジに対応しており、ロシアが核兵器の使用をどう認識するかに移行を示しており、ロシアの軍事的戦略の新たな傾向を反映しており、その主権または重大利益へのあらゆる脅威に対応するためのモスクワの準備状況を確認するものである⁽²¹⁾」と新しいドクトリンの実質的な核兵器使用の拡大を認識している。

このように、ロシアのウクライナ侵攻と領土の強奪および核兵器使用条件の緩和という動向は、プーチン大統領による明らかに国連憲章を含む国際法に違反する行為に端を発しており、国際社会における「法の支配」を全面的に拒絶する極めて遺憾な行動から始まっており、さらに核兵器の使用ドクトリンで使

特 別 寄 稿

用要件の緩和を通じて、核の威嚇をさらに強化しており、これらの行為は国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアの明確な国際法および国連憲章の違反であり、国連を弱体化させ、国際社会における法の存在を無視するものであり、早期の改善が必要とされている。

また2025年に発足した米国の第2期トランプ政権は、ウクライナ戦争の終結に関して、ロシアの先制攻撃の被害国であるウクライナを全面的に支持することを止め、ロシアのウクライナ侵攻および領土の強奪についても、ロシアとの関係改善を優先し、ウクライナへの支持を撤回しているという状況は、トランプ大統領の不可解な論理による違法な対応であり、この側面においても国際社会による改善が緊急に必要であると考えられる。

Ⅲ 核軍縮を巡る重要な課題

(1) 米ソ間の核軍縮条約の消滅

米国とソ連との間における核軍縮に関する交渉開始は、1968年7月1日の核不拡散条約（NPT）の署名が契機となっている。NPT 第6条は核軍縮につき誠実に交渉を行うことを義務づけており、NPT 署名の日に両国は交渉の開始を発表した。最初の成果は1972年5月に署名され、10月に発効した「弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABM 条約）」である。この条約は弾道ミサイル防衛を一般的に禁止するものであった。ここでは、米ソ間での戦争の勃発を阻止するためには、防衛を制限して両国とも第二撃に対して相互に脆弱にすることにより第一撃の動機を減少させるという「相互確証破壊（MAD）理論」が採用された。しかしこの条約は、2002年6月に米国のブッシュ・ジュニア大統領がこれから離脱したことにより失効した。

戦略攻撃兵器に関しては戦略攻撃兵器制限暫定協定が1972年5月に締結されている。さらに戦略攻撃兵器制限条約が1979年6月に署名されたが、発効しなかった。またソ連と欧州の間で使用されるミサイルを全廃する中距離核戦力（INF）条約が1988年6月に発効したが、トランプ政権の米国が2019年にこれから離脱したため条約は失効した。

米ソおよび米ロの中心的な核兵器である戦略攻撃兵器については、1991年7月に弾頭数を6000に削減する戦略兵器削減条約（START 条約）が署名され、1994年12月に発効し、その後それは2002年5月に署名され、2003年6月に発効し、弾頭数を1700-2200に削減する戦略攻撃力削減条約（SORT 条約）に取って代われ、さらに弾頭数を1550に削減する新 START 条約が2010年4月に署名され、2011年2月に発効した。この条約の当初の期限は10年間であったが、条約規定に従い5年間延長され、期限は2026年2月5日となっている。これ以上の延長の可能性は条約に規定されていないため、現状では本条約は2026年2月5日に失効する。

現在の核軍縮に関する状況は極めて危機的であり、米国がロシアや中国を含めた交渉の開始を時折提唱しているが、実質的な交渉を開始する可能性が高い状況であるとはまったく考えられず、今の状況が続けば、条約の不存在という可能性は極めて高い。そうすると米ソおよび米ロの間において核軍縮条約がまったく存在しない状況となり、核軍縮の歴史においても極めて好ましくない最悪の状況となる。

この現状に対して米ロの早急な対応が必要とされているが、現在のトランプ政権およびプーチン政権で早急な対応が実施される可能性は極めて低い。また米国は中国を交渉に参加させ、米ロ中3国による交渉をも提案しているが、核兵器数の少ない中国は現状で交渉に参加することに否定的であり、この交渉の可能性は一層低いものとなっている。

（２） 多国間核軍縮条約の困難な現状

（a） 核実験の禁止

核保有国は、核兵器の性能の確認や向上のためこれまで2000回以上の核実験を実施し、実験場周辺の住民や船舶乗組員に多くの被害者が出ている。核実験を禁止する条約の作成は1962年のキューバ危機の解決後に追求され、1963年3月に部分的核実験禁止条約が署名され、同年10月に発効した。条約の正式名が示しているように、大気圏内、宇宙空間および水中における核実験が禁止されたが、地下における実験は禁止されなかった。その後包括的な核実験禁止が追

求され、30年以上経過した1995年の NPT 再検討・延長会議において、NPT の無期限延長を望む核兵器国も加わり、「1996年中に包括的核実験禁止条約を完成させる」ことに合意が成立し、包括的核実験禁止条約（CTBT）が1996年9月に署名された。

しかしそれから30年近く経過した現在でもこの条約はまだ発効していない。その理由の1つは、条約発効条件として、「軍縮会議（CD）に参加している国であって研究炉または動力炉をもつ国」として44カ国が列挙されており、条約の発効条件としてそれらの諸国すべての批准が必要とされているからである。現在でも、インド、パキスタン、北朝鮮は署名しておらず、米国、中国、イスラエル、イラン、エジプトが批准していない。特に米国は核実験禁止に積極的であるように思われたが、条約の批准を断固として承認しない態度を続けている。また最近になって、ロシアが CTBT の批准の撤回を宣言しており、条約の発効の可能性はまったく見通せない現状であり、核実験を実施する国が出現する可能性も無視できない状況となっている。

（b） 兵器用核分裂性物質の生産禁止

この措置は核軍備競争を量的側面から規制しようとするもので、核兵器の材料である高濃縮ウランとプルトニウムの生産を禁止するものである。1995年の NPT 再検討・延長会議の最終文書は、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関して、即時の交渉開始と早期の条約作成を約束していたが、これも30年経過しても交渉すら開始されていない。交渉機関である軍縮会議（CD）の決定方式がコンセンサスとなっているため、1国でも反対すると交渉が開始できないという状況で、パキスタンが常に反対しており、中国も米口に較べて核兵器数が少ないこともあり消極的である。その他、検証問題などにも意見の相違が存在し、早期の条約交渉の開始は不可能な状況にある。

（c） 非核兵器地帯条約と消極的安全保証

非核兵器地帯とは、ある地域の複数国家の合意によりその地域に核兵器が全く存在しない状況を創設し維持するもので、条約により設置される。非核兵器地帯の概念には、さらに「核兵器国は非核兵器地帯構成国に対して核兵器の使用または使用の威嚇を行わない」という消極的安全保証の義務が含まれており、

これは核兵器保有国が署名・批准する議定書で規定されている。現在、非核兵器地帯は①ラテンアメリカ、②南太平洋、③東南アジア、④アフリカ、⑤中央アジアで設置されており、130を超える非核兵器国が締約国となっている。

消極的安全保証に関する議定書に関して、ラテンアメリカの条約には5核兵器国すべてが批准しているが、南太平洋、アフリカ、中央アジアについては米国のみが批准していない。また東南アジアについては、地域の範囲の規定に対する核兵器国の異議があり、いかなる国も批准していない。

地域の諸国が非核兵器地帯条約を締結するということは、国際的な安全保障の促進に極めて有益な非核兵器国のイニシアティブであり、核兵器国は核兵器の保有のみならず配備も許可しないという非核兵器国に対して核兵器の使用または威嚇を控えることは当然のことと考えられるものであり、国際社会および世界全体の平和にも有益なものである。

第1に進めるべきことは、米国のみが3つの非核兵器地帯条約の議定書に批准していないという米国の姿勢は批判されるべきであり、米国は他の核兵器国と同じように早急に批准すべきである。また条約は留保を禁止しているが、いくつかの核兵器国は実質的には留保にあたる条件を主張しているが、この留保も撤回されるべきである。

(3) トランプ大統領の核軍縮政策

1988年12月に米国とソ連との間で発効した中距離核戦力（INF）条約は、欧州およびソ連配備の射程500-5500キロのミサイルを全廃することを規定する画期的なもので、米ソの対立を大幅に緩和し、1989年12月の冷戦終結宣言へと導き、さらに1991年7月のSTART条約の署名に繋がる重要な条約であった。しかし第1期のトランプ大統領は2019年2月に同条約からの離脱を通告し、条約は6カ月後に失効した。米国の主張はロシアが条約に違反して新たなミサイルを実験し配備しているというものであったが、ロシアは自国の違反を否定するとともに米国の違反を主張していた。

またイランの核兵器開発問題に関して、2015年7月に安全保障理事会常任理事国（P5）およびドイツとイランの間で「共同包括的行動計画（JCPOA）」が

合意され、イランが核爆発1発分の製造に必要な量のウランを備蓄可能になるまで最低1年はかかるように、イランの活動を制限するための様々な規制を課した。しかしトランプ大統領は、イランがその合意に違反していると主張しつつ、2018年5月に JCPOA からの米国の一方的離脱を宣言した。

これら2つの事例に見られるトランプ大統領の行動は、米国の狭い短期的な自国の利益に従って行動する「米国第一主義」の表れであり、国際的な協調や国際社会全体の利益などまったく考慮しないものであり、重要な国際法規範を無効とするものであり、「法の支配 (rule of law)」を完全に無視し、「力の支配 (rule of power)」の原則に沿って行動するものである。

さらに第2期のトランプ大統領の行動は、「米国第一主義」という国家としての基準というよりは、トランプ大統領自身の個人的な利益あるいは名誉の追求であると考えられる行動が中心となり、国際関係に大きな混乱をもたらしている。

(4) 核不拡散体制の弱体化

2025年1月に発足した現在のトランプ大統領の行動の基本的様式は、上述の考えをさらに強化した形で追求されており、「米国第一主義」を一層強化し、「米国を再び偉大な国にする (Make America Great Again (MAGA))」というスローガンを掲げて実行されており、安全保障の側面においても同盟国の安全保障に十分配慮しない方向に進んでいる。米国は伝統的に国連などの国際組織を通じて、国際社会全体の利益を追求する中心国家としてリードしてきており、安全保障に関してはソ連またはロシアとの対立という枠組みの中で西側同盟国の結束を図り、世界平和に貢献する道を追求してきた。

現在のトランプ大統領の政策は、同盟国に対しても厳しいもので、米国はもっぱら自国の防衛を中心に強化を図る方向に転換し、NATO の同盟国および日本などの同盟国に対して、各国の防衛費の負担増強を求めており、各国が自国の努力で安全保障体制を強化するよう要請している。このような米国の政策は、同盟国にとっては米国の十分な援助が期待できないという危惧を生み出すことに繋がっている。

このように第2期トランプ大統領の最近の行動は、「米国第一主義」という国家としての基準というよりも、トランプ大統領の個人的な利益あるいは名誉の追求であると考えられる行動が中心となっており、国際関係に大きな混乱を生じさせている。

もう1つの重要な要素は、トランプ政権は伝統的な歴史的事実を尊重することを拒否し、「自国の目先の利益」のために短期的にかつ直感的な判断を行うことである。これはウクライナ戦争におけるロシアへの態度に関する以前の政権と異なる態度の突然の表明である。ウクライナ戦争は、ロシアが国連憲章を含む国際法に明確に違反して行った侵略であり、そのことは国連総会決議で明確に非難されている事実である。しかしトランプ政権は、ウクライナ支援を終了し、ロシアの法的責任を問うことなく、ウクライナ戦争の終結を優先事項とし、そのためにロシアとの協力を推進する状況となっている。

このような事態に直面した米国の西側同盟国は、NATO 諸国を中心に米国に対する安全保障上の信頼を失い、新たな状況にどう対応すべきかという問題に直面している。

2025年3月5日、フランスのマクロン首相は、ロシアの脅威が欧州に差し迫っているとして、フランスの核抑止力を欧州全体に広げることについて戦略的な議論を始めると表明した。さらに我々の同盟国である米国は、この戦争での立場を大きく転換し、今は以前ほどウクライナ支援に前向きではなく、今後の展開に疑問を投げかけていると述べている。

このように現在、国際社会は大きな混乱に引き込まれている。ローズ (G. Rose) は、トランプ政権は戦後世界の極めて重要な要素を急速に取り壊しており、米国に対する信頼関係が大きく崩壊していることから、以前は米国の同盟国であった諸国が核兵器を取得する方向を目指す引き金になるかもしれないと述べている。⁽²²⁾

フートン (P. Hooton) も「米国の同盟国は、米国の圧力に対応するために彼らの安全保障取決めに再検討している。拡大核抑止という不拡散概念を長い間誤って信頼していたと考えるいくつかの諸国は、核兵器国の数が選択的に増加することが、放棄されるという彼らの恐れに対する最も明白な返答であるよ

特 別 寄 稿

うに思われる⁽²³⁾」と述べ、米国の同盟国に対する抑止力の消滅に対して、自国の核保有を進める国が出てくることを懸念している。タッカー（P. Tucker）も、多くの専門家の意見をさまざま紹介しつつ、トランプが同盟関係⁽²⁴⁾を動揺させているので、核兵器拡散の連鎖を恐れていると分析している。

2025年4-5月に開催された核不拡散条約再検討会議の準備委員会においても、これらの問題は広く議論されており、核不拡散体制の弱体化が危惧されている。中満泉は、「我々は核リスクが高まっている世界に住んでいる。過去数年間に、強制的道具として核兵器を使用する状況が見られるようになった。我々は核兵器の性能向上および核兵器の拡大を見続けている。核実験の再開および国家安全保障戦略における核兵器の強化のささやきがある⁽²⁵⁾」と述べ、核軍縮と逆の方向に国際社会が向かっていることに危惧を表明している。

欧州連合（EU）は、「NPT は不朽の価値を持っており、その普遍化と完全な履行は現在最も必要とされている。特に、ロシアによる進行中の破壊的で不安定化させる行動、および継続する拡散の危機において NPT は必要とされている。……EU はウクライナに対するロシアの残酷で違法な侵略に対する断固たる非難を繰り返す。……我々は、国連憲章を支える責任をもつ国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアに対して、NPT 第6条の下での義務を含む国際法を棄損し、その不安定化を進める活動を逆行させることを要請する。非核兵器国に対する消極的安全保証への信頼を再構築するために、我々は1994年のブタペスト覚書の下での約束、特にウクライナの領土の一体性または主権に対する武力行使の威嚇をしないという約束の違反を停止することを要請する。その合意した義務および約束を履行しないことにより、ロシアは国際の平和と安全保障とともに、核兵器の軍縮と不拡散をも棄損している⁽²⁶⁾」と述べ、ロシアを徹底的に非難している。

新アジェンダ連合（NAC）は、「今日、我々は恐ろしい状況に直面している。軍縮の進展の欠如が長く続いていることに対する広範な不満が存在し、核リスクは前例のない高いレベルであり、NPT の有効性に対する国際的信頼は損なわれている。……核兵器の拡大と近代化、新たな核武装または核能力のある兵器システムの開発と展開、核兵器使用の明示的な威嚇、および核兵器の一層の

拡散に関する懸念の増加が、レジームの完全性と信頼性への重大なリスクを生じさせており、核戦争のリスクのレベルを高める結果となっている。……非核兵器国が核兵器を開発する可能性に関するレトリックが増大しており、地域的および世界的な緊張を一層悪化させており、NPT における軍縮と不拡散の義務と約束に違反している⁽²⁷⁾」と厳しく批判している。

アイルランドは、「核兵器の拡散のためのいかなる正当化も有り得ないことは明確で共有された理解である。拡散を奨励しまたは正当化すると見られるようなレトリックは、条約を支えている『グランド・バーゲン』および全体としての軍縮構造を棄損するもので、我々すべての安全を減少させるものである⁽²⁸⁾」と述べている。

このようにこの会議においても、ロシアと米国の2核兵器大国の無責任な自国の利益のみを追求する姿勢を厳しく糾弾しており、また核兵器の所有を目指す非核兵器国の出現に対する危惧を表明し、全体として現状を極めて悲観的に分析し、核兵器の新たな拡散の危険性の増大を強く危惧している。

むすび

本稿においては、現在の核兵器に関連する極めて重要と考えられる3つの課題を取り上げ、それぞれにつき現状をできるだけ正確にかつ詳細に分析し、今後の課題を探り出し、かつそれらに対する対応を検討することを試みた。

まず第1に、核兵器禁止条約の締約国会議における進展および議論を取り上げ、現在の核兵器国の核兵器保有の基本的理由となっている「核抑止」の問題を中心に分析を進めた。締約国会議は、核兵器が人類の生存そのものを危険にさらすものであると認識し、核兵器保有の基本的理由として主張されている「核抑止」を検討するための特別の委員会を設置し、詳細な報告書を作成した。そこにおいて、核抑止への全面的な反対を明確に表明し、核兵器と人類は共生できないことを強く主張した。

今後の課題は、核兵器保有国および依存国が反対する中で、核抑止の否定というこの考えにいかにより多くの支持を獲得できるかというものであり、核兵器の

特 別 寄 稿

問題は国家間のみでの問題ではなく、人類の生存そのものに関わる人類全体の問題であり、「国家の安全保障」というパラダイムをいかにして「人類の安全保障」という方向に進めるかという課題である。

第2に、核兵器の使用および威嚇に関して、ウクライナ戦争でロシアが国連憲章を含む国際法の基本的規則である「他国の主権および領土保全」に違反する行動を取ったことに関するものである。今後の課題としては、国連を中心とする国際社会は、国連憲章を含む国際法の厳格な遵守の方向を目指すべきであり、国際社会における「力の支配 (rule of power)」を厳格に排除し、国際社会における「法の支配 (rule of law)」を確立する方向をいかに進めるかという課題である。また国連憲章によれば、国家の武力行使が認められるのは、相手国の違法な武力行使に対する「自衛権の行使」の場合だけであることを改めて確認することである。

第3に、核軍縮に関しては、現状は極めて悲惨な状況であり、米口の核軍縮条約が消滅しつつあり、多国間核軍縮条約も沈滞しており、トランプ大統領とプーチン大統領の間で核軍縮交渉が進展する可能性も極めて低い状況において、新たに核軍縮および核廃絶を目指すためには、「国家の安全保障 (Security of Nations)」の追求ではなく、核軍縮はすべての人類の生存に関わる問題であるので、「人類の安全保障 (Security of Humanity)」を目指して推進することが今後の課題であると考えられる。

- (1) Draft Vienna Declaration of the 1st Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, “Our Commitment to a World Free of Nuclear Weapons,”

TPNW/MSP/2022/CRP.8, 23 June 2022. draft-declaration.pdf

- (2) Decisions to be taken by the second Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,

TPNW/MSP/2023/CRP.3/Rev.1, 30 November 2023. CRP3-Rev1.pdf

- (3) Decisions to be taken by the second Meeting of States Parties to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,

TPNW/MSP/2023/CRP.3/Rev.1, 30 November 2023. CRP3-Rev1.pdf

- (4) Report of the coordinator for the consultative process on security concerns of

- State under the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (Austria),
TPNW/MSP/2025/7, 7 February 2025. 7r.pdf
- (5) Draft Declaration of the third Meeting of States Parties to the Treaty on the
Prohibition of Nuclear Weapons,
TPNW/MSP/2025/CRP.4, 7 March 2025. CRP4.pdf
- (6) Statement by Izumi Nakamitsu, 3 March 2025.
3March_UNODA.pdf
- (7) Statement by the International Committee of the Red Cross (ICRC), 3 March
2025.
3March_ICRC.pdf
- (8) Statement by New Zealand, 5 March 2025.
[https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-
weapon-ban/3msp/statements/5Mar](https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/nuclear-weapon-ban/3msp/statements/5Mar)
- (9) Statement by Switzerland, 5 March 2025.
5March_Switzerland.pdf
- (10) UN General Assembly Resolution, "Nuclear war effects and scientific research",
A/RES/79/238, 31 December 2024.
n2442704.pdf
- (11) op. cit., note 6.
- (12) op. cit., note 9.
- (13) Statement by Brazil, 5 March 2025.
5March_Brazil.pdf
- (14) Statement by Kazakhstan, 4 March 2025.
4March_Kazakhstan.pdf
- (15) Statement by ICAN, 3 March 2025.
3March_ICAN.pdf
- (16) Ukraine war: Amid shifting alliances, General Assembly passes resolution
condemning Russia's aggression | UN News
<https://news.un.org/en/story/2025/02/1160456>
- (17) With 10 Votes in Favour, 5 Abstentions, Security Council Adopts Resolution
2774 (2025) Mourning Loss of Life, as Russian Federation's Invasion of Ukraine
Enters Fourth Year | Meetings Coverage and Press Releases
<https://press.un.org/en/2025/sc16005.doc.htm>
- (18) U.S. Department of Defense, 2022 Nuclear Posture Review, October 27, 2022.
<https://media.defense.gov/2022/Oct/27/2003103845/-1/-1/2022-NATIONAL->

特別 寄 稿

DEFENSE-STRATEGY-NPR-NPR.PDF

- (19) Simon Saradzhyan, “New Principles or Russia’s Nuclear Deterrence Liberalize Conditions for Use Unsurprisingly,” Nov.19, 2024. Belfer Center.
New Principles of Russia’s Nuclear Deterrence Liberalize Conditions for Use, Unsurprisingly | The Belfer Center for Science and International Affairs
- (20) Daryl Kimball, “Russia Revives Nuclear Use Doctrine,” Arms Control Today, December 2024.
Russia Revises Nuclear Use Doctrine | Arms Control Association
- (21) Sakhri Mohamed, “Russian Nuclear Doctrine 2024: A Strategic Vision in Response to Geopolitical Transformations,” World Policy Hub, November 26, 2024.
- (22) Gideon Rose, “Get Ready for the Next Nuclear Age: How Trump Might Drive Proliferation,” Foreign Affairs, 8 May 2025.
Get Ready for the Next Nuclear Age: How Trump Might Drive Proliferation
- (23) Peter Hooton, “The Risk of Proliferation in a Nuclear Age of Entropy,” 25 April 2025.
The Risks of Proliferation in a Nuclear Age of Entropy - Australian Institute of International Affairs
- (24) Patrick Tucker, “Experts fear cascade of nuclear proliferation as Trump shakes alliances,” Defense One, March 10, 2025.
Experts fear cascade of nuclear proliferation as Trump shakes alliances - Defense One
- (25) Statement by Izumi Nakamitsu, 28 April 2025.
28April_HighRep.pdf
- (26) Statement by the European Union, 28 April 2025.
Microsoft Word - NPT PrepCom 2025 - EU statement - General Debate_FINAL WITH ALIGNMENT
- (27) Statement by the NAC, 28 April 2025.
28April_NAC.pdf
- (28) Statement by Ireland, 29 April 2025.
29April_Ireland.pdf